

新体制への移行に向けた対応状況



日本政策投資銀行
平成19年7月18日

1. 日本政策投資銀行の概要



● 設立	1999年10月1日 日本政策投資銀行法に基づく法人として設立 - 日本開発銀行(1951年設立)と北海道東北開発公庫(1956年設立)の統合 -
● 主務大臣	財務大臣及び国土交通大臣
● 目的	経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策にため、金融上の寄与をすること
● 資本金	1兆2,722億円(全額政府出資、2007/3末)
● 役職員	役員16名(2007/7現在) + 職員1,352名(2007/3末)
● 事業規模	貸出金残高 12兆1,464億円(2007/3末)
● 業務内容	長期資金の供給等(出融資、債務保証等) プロジェクト支援 情報発信

業務運営の基本方針・特徴

- ▶ 重要政策に対する政府との一体的な取り組み
- ▶ 重点3分野を主眼に置いた業務運営: 総合力の発揮
 - 地域: 地域と協働する銀行
 - 環境: 持続可能な社会の実現に取り組む銀行
 - 技術: 技術を活かす銀行
- ▶ 緊急時の政策的要請への対応: 機動力の発揮
- ▶ 政策金融機能・手法の強化
- ▶ リスク管理とコスト意識の徹底
- ▶ 説明責任の履行

業務に関する重要事項

- ▶ 民業補完の徹底
- ▶ 業務の合理化・運営の効率化
 - 償還確実性の原則
 - 収支相償の原則: 赤字補填金ゼロ
- ▶ 財務の健全性の確保
 - 自己資本比率: 19.19%(新基準、2007/3末)
 - 不良債権比率: 1.2%(2007/3末)
- ▶ 適切なディスクロージャーへの取組
- ▶ 政策金融評価の実施と事業見直しへの反映

2. 新体制への移行スケジュール



17年12月～ ■行内に「**民営化準備室**」を設置、以降、新体制移行や法律作成のための内部態勢整備、取引先等に対する説明を漸次実施

19年6月 ■株式会社日本政策投資銀行法(新DBJ法)の成立、公布
■長期借入金の借入れに係る届出に関する省令施行、基本方針認可
■取引先、金融機関、自治体等に対する新DBJ法の概要等の説明開始
■「新DBJの目標像」のホームページへの掲載

19年7月 ■民間金融機関からの長期借入金の借入交渉を開始
■政令・省令の検討開始

19年8月 ■20年度予算(上期分)要求(民営化移行経費)

20年4月～ ■新会社に承継される資産・負債のデューデリ
■設立委員会等株式会社化に向けた準備開始

20年10月 ■新体制への移行
■事業計画、償還計画、債券発行等の基本方針の認可
■旧DBJの最終B/S、新DBJの開始B/Sの確定

3. 主な課題と対応状況 新たなビジネスモデルの検討



(1) 資金調達面

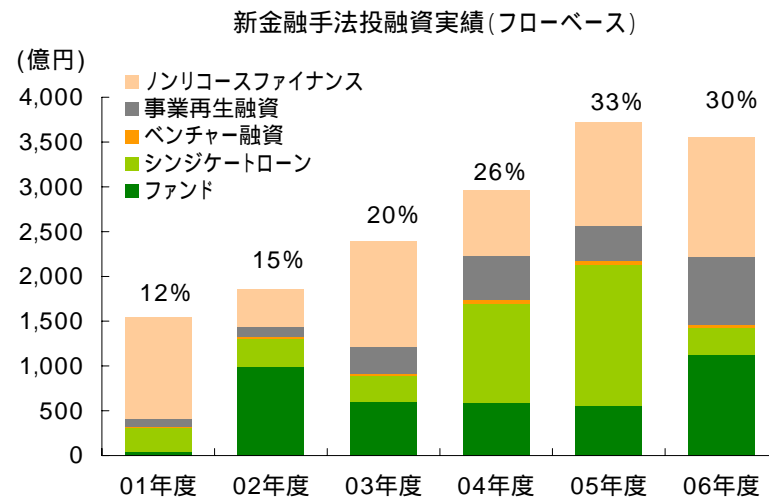
- ・市場からの自己調達拡大に向けた機関債発行の増枠への対応(18年度: 2,400億円
19年度: 2,900億円)
- ・準備期間(~20年9月)の業務として認められた、民間金融機関からの借入れについて交渉を開始(19年度: 1,000億円)

(単位: 億円)

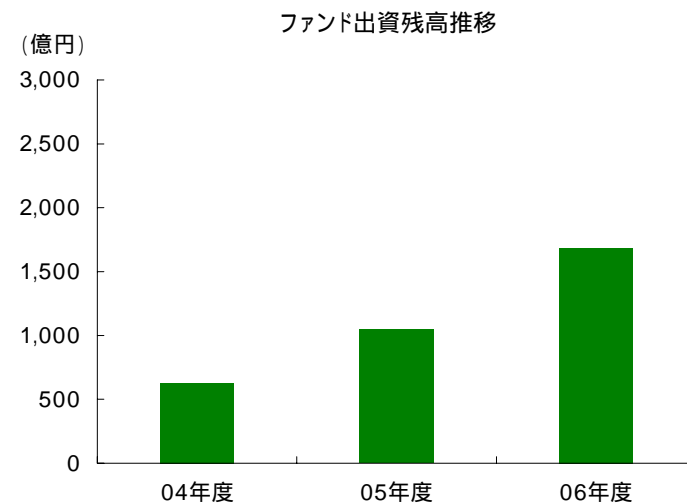
	18年度予算	19年度予算
財政融資資金	3,744	3,640
政府保証国内債	1,900	1,900
政府保証外債	1,900	1,900
財投機関債	2,400	2,900
民間借入金等	-	1,000
自己資金等	1,156	1,160
合計	11,100	12,500

(2) 資金運用面

- ・新金融手法による融資・投資実績を着実に伸張り、収益力向上努力を継続。



(注)パーセントは投融資金額に占める新金融手法投融資の割合



3. 主な課題と対応状況 株式会社化への対応



- ・業務に支障を生じることなく新体制をスタートするためには、特殊法人から株式会社化への手続きを円滑に進めることが重要。
- ・今後、設立委員の設立、デューデリ等株式会社化に向けた作業を開始。

【根拠規定】

財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。定款は、設立委員により作成され、財務大臣が認可（新DBJ法附則第5～7条）。

現行DBJは、新DBJに対し、デューデリにより国が承継する資産を除き、その財産の全部を出資。新DBJが現行DBJから承継する資産及び負債（承継財産）の価額は、評価委員が評価した価額とする（同法附則第9条、第16条）。

ディスクロージャの強化、課税法人への移行等、株式会社化に伴い必要となる内部態勢の整備を着実に進めていくことが必要。

現行DBJがこれまで培ってきた取引先、金融機関、自治体等との関係を維持し、円滑に新体制へと移行するためには、新DBJ法や新たな経営の目標像等について、関係各者の十分なお理解を頂くことが必要。

【具体的対応】

(1) 決算関係

- ・中間財務諸表、連結財務諸表、有価証券報告書の作成等について、システム開発等態勢整備中。
- ・課税法人への移行について、税理士等専門家と検討を開始。

(2) 取引先への説明等

- ・19年6月以降、新体制への円滑な移行に向けて、新DBJ法の概要や経営の基本的な考え方等について ホームページへの掲載、取引先、金融機関、自治体等に対する個別説明を開始。

日本政策投資銀行は、 「金融力で未来をデザインする銀行」を 目指します。

株式会社日本政策投資銀行法の成立と 新DBJビジョンについて

日本政策投資銀行 (DBJ) は、
株式会社日本政策投資銀行法 (新DBJ法) が成立したのを機に、
2008年10月の民営化に向けた目標像として
「金融力で未来をデザインする銀行」をかかげます。
「デザイン」という言葉には、お客様が掲げる目標の達成に向けて、
ともに考え、ともに実現していくという意味を込めています。
私たちは、そうした創造的金融活動を通じて、地域社会の、
ひいては日本社会の豊かな未来づくりに貢献することを目指します。



2007年6月
日本政策投資銀行
総裁 小村 武

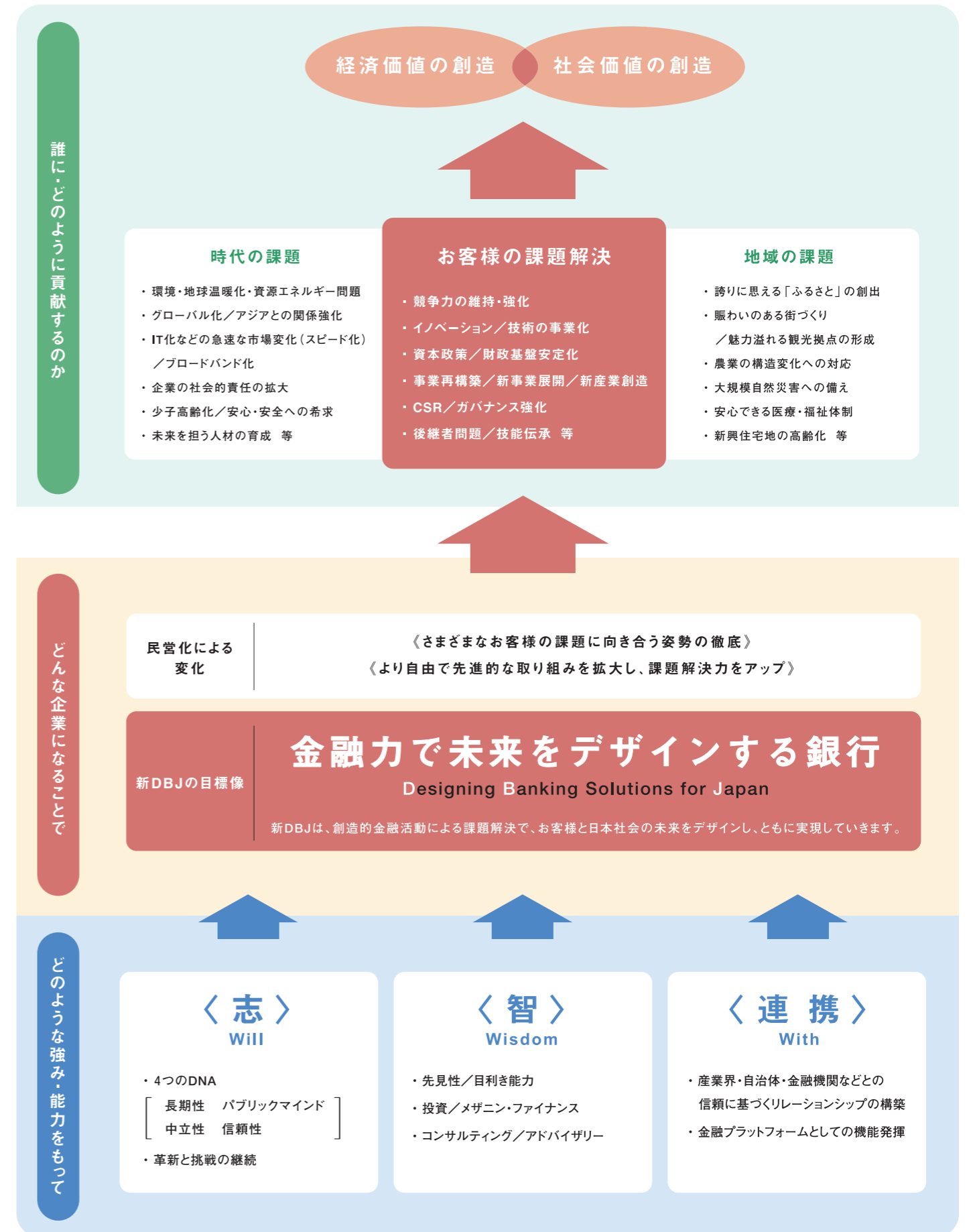
「金融力」に込めた思い

金融力の礎となるのが、これまでの信頼を支えてきた「社会価値を実現する」という姿勢です。短期の利益にとらわれず、長期的かつ中立的な視点を持つことを全行員の志の中心に置いて、新たなビジネスへの革新と挑戦を続けていきます。
また、定評のある調査力と先見性に基づく審査能力は「金融力」の要です。高度な金融上の手法に加え、投資と融資を一体的に行うことにより、お客様の多様なニーズに応えるサービスを提供してまいります。
そして、それを支える産業界や自治体、金融機関などの連携も新DBJの強みです。金融プラットフォームとしての機能を発揮し、より幅広い多様な活動を展開します。

お客様第一主義の徹底

民営化を機に、これまで以上に行員一人ひとりが「お客様第一」の姿勢を徹底し、さまざまな課題に真摯に向き合います。お客様の成長戦略に合わせて投資から融資までシームレスに対応するなど、より自由で先進的な取り組みを拡大し、課題解決力を高めるために、たゆまぬ努力を続けます。
日本のために役立ちたいという行員のマインドはそのままに、競争市場に立ち向かうべく新たな挑戦にも取り組むことによって、新DBJは社会価値の創造と経済価値の創造に貢献してまいります。

新DBJビジョン



お客様のニーズに即したソリューションのご提供に向けて

民営化後は、既存の融資の枠にとらわれないリスクマネー（メザニン・ファイナンス、エクイティなど）のご提供など、一体的でシームレスな投融資を行うことにより、お客様の抱える課題に対してより適切なソリューションを提供します。DBJの“目利き力”を活かしたリスクテイクによる高い利回り・配当の確保に努めていく、というビジネスモデルの実現に努めてまいります。

民営化後にご提供する具体的サービスについては、以下の3点を中心に展開してまいります。

中長期融資／仕組み金融など

- ・引き続き中長期のご融資
- ・独自の付加価値の付いた金融サービスのご提供
（環境・社会的責任投資、防災・安全対策、技術の事業化などの評価付金融など）
- ・さまざまなニーズに対応するためノン・リコースローン、担保・仕組みを工夫したファイナンス（DIP、在庫担保、知的財産権担保など）の一層の開発・ご提供

投資／メザニン・ファイナンス

- ・再生、再編、成長戦略、国際競争力強化、インフラ事業などに対して、メザニン・ファイナンス、エクイティなどのリスクマネーをご提供

コンサルティング／アドバイザー

- ・産業調査力と新金融技術開発力を活用したご提案
- ・仕組み金融などのファイナンスのアレンジメント など

民営化までのステップ

DBJは今後以下のステップで民営化されます。2008年10月の株式会社化はいわば「民営化のスタートライン」であり、その後おおむね5～7年の移行期間をもって完全民営化されます。

	2006年度	07年度	08年度	09年度～株式売却完了
	準備期間		移行期間（おおむね5～7年）	完全民営化後
	07年2月 新DBJ法 国会提出	新DBJ法成立	08年10月 民営化 （株式会社化）	完全民営化
株主	政府100%		政府	民間100%
会社形態	政府系金融機関（特殊法人）		株式会社（特殊会社）	株式会社
業務	現行DBJ法に基づく		新DBJ法に基づく	一般金融法令
資金調達	政府保証債・財融借入・自己調達		自己調達・政府保証債・財融借入	自己調達

※完全民営化後の業態については、移行期間における業務運営をふまえ、最も適合した業態を選択します。

新DBJ法の概要

DBJの民営化の方向性は、2006年5月に成立した「行政改革推進法」により決定し、2007年6月に「株式会社日本政策投資銀行法」（新DBJ法）が国会で成立しました。今後、お客様の多様なニーズ、多様なリスクに、より柔軟に対応できるよう、さらにサービスの質・幅を充実すべく努力してまいります。

新DBJ法のポイント

与信業務

完全民営化に向けて、出資と融資を一体的に行う手法、その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより、DBJの長期の事業資金にかかわる投融資機能の根幹を維持することが明記されています。

資金調達

借入・債券発行に加え、補完的手段として、譲渡性預金の受入れや機関投資家向けの金融債の発行が可能になります。

段階的措置

現在は、資金調達の大半を政府信用に依存していますが、自力での安定した調達体制への円滑な移行を図るため、完全民営化までの間、政府保証債の発行や財政融資資金借入が可能となる措置がなされます。なお、新DBJ設立までの期間において、民間からの長期借入が可能となることが規定されています。

	現DBJ	新DBJ
融資	○	○
出資	○	○
債務保証	○	○
為替・両替	×	×
債券の発行	○	○ （金融債を含む）
借入	財政融資資金借入	財政融資資金借入＋民間借入
預金	×	○ （決済性預金や小口預金などの預金保険の保護対象預金は受け入れない）